資料編

1　湯ったりゆがわら健康プラン（湯河原町健康増進計画・食育推進計画）策定経過 （平成26年度、平成27年度）

|  |  |
| --- | --- |
| 年 月 日 | 内　　　　　　　　容 |
| 平成26年12月18日(木)14:00～15:30 | 第１回策定委員会・湯河原町健康増進計画・食育推進計画策定事業の概要について・講演「健康増進計画策定の進め方」　講師　東海大学医学部　公衆衛生学　渡辺良久先生・健康増進計画・食育推進計画策定に係る町民健康状況アンケート調査について |
| 平成27年１月 | 町民健康状況アンケート調査 |
| ６月24日(水)13:15～16:00 | 第２回策定委員会・湯河原町健康増進計画・食育推進計画策定事業の概要について・講演「健康増進計画策定の進め方」　講師　東海大学医学部　公衆衛生学　渡辺良久先生・健康増進計画・食育推進計画策定に係る町民健康状況アンケート調査の結果について |
| ６月25日(木)13:15～16:00 | 庁内ワーキング・アンケート結果報告会・湯河原町健康増進計画・食育推進計画策定事業の概要について・講演　「健康増進計画策定の進め方」　講師　　東海大学医学部　公衆衛生学　渡辺良久先生・健康増進計画・食育推進計画策定に係る町民健康状況アンケート調査の結果について |
| ７月２日(木)13:15～16:00 | 第１回作業部会・湯河原町健康増進計画・食育推進計画策定事業の概要について・講演　「健康増進計画策定の進め方」　講師　　東海大学医学部　公衆衛生学　渡辺良久先生・健康増進計画・食育推進計画策定に係る町民健康状況アンケート調査の結果について・ブレーンストーミング（問題点、原因、改善策のカード作成） |
| ７月９日(木)13:15～16:00 | 第２回作業部会・ＫＪ法（原因と結果の関係、改善方策の関連図を作る） |
| ８月５日(水)13:15～16:00 | 第３回作業部会・発表会（各チームの分析結果を報告し、情報を共有する） |
| ８月11日(火)13:15～16:00 | 第４回作業部会・施策立案・優先順位づけ（要因関連図をもとに改善策を洗い出し、その優先順位をつける）・計画策定（優先順位の高い改善策を計画にまとめる） |
| 年 月 日 | 内　　　　　　　　容 |
| 11月18日(水)13:30～16:00 | 第３回策定委員会・作業部会実施結果について・基本理念及び基本方針について　　 |
| 12月16日(水)13:30～16:00 | 第４回策定委員会・基本理念、基本方針について・計画素案について・パブリックコメントの実施について・計画の名称について |
| 12月24日(木)　～平成28年１月31日（日） | パブリックコメントの実施（39日間） |
| ２月10日(水)13:30～16:00 | 第５回策定委員会・パブリックコメントの結果について・計画最終案について・今後の推進体制について |

＊策定委員会並びに作業部会には、専門アドバイザーとして東海大学医学部准教授の渡辺良久先生に出席を依頼し、計画策定への指導、助言をいただくとともに、町民健康状況アンケート調査の集計分析も依頼した。

2　湯河原町健康増進計画・食育推進計画策定委員会

湯河原町健康増進計画・食育推進計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　健康増進法（平成14年法律第103号）第８条第２項の規定に基づく市町村健康増進計画及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第１項の規定に基づく市町村食育推進計画として、湯河原町健康増進計画・食育推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、湯河原町健康増進計画・食育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

（1）町民の健康の増進の推進に関する施策についての計画の策定に関すること。

（2）湯河原町における食育の推進に関する施策についての計画の策定に関すること。

（3）前２号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項に関すること。

（委員）

第３条　委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（1）小田原医師会湯河原班代表者

（2）小田原歯科医師会から推薦された歯科医師

（3）地域町民代表者

（4）関係行政機関の職員

２　委員の任期は、計画の策定終了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会には、委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（意見等の聴取）

第６条　委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（秘密の保持）

第７条　委員は、委員会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、計画の所管課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

　この要綱は、平成26年12月１日から施行する。

湯河原町健康増進計画・食育推進計画策定委員会　委員名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 役職・所属 | 氏　　名 |
| 小田原医師会 | 小田原医師会湯河原班長 | 内藤　静夫(平成26年度)山口　浩彦(平成27年度) |
| 小田原歯科医師会 | 小田原歯科医師会の代表 | 平間　章弘 |
| 地域町民代表 | 湯河原町民生委員・児童委員協議会会長 | 梅原　紘明 |
| 湯河原町食生活改善推進団体会長 | 横山　芳美(平成26年度)鐘築　洋子(平成27年度) |
| 湯河原町母子保健推進員・ゆがわら健康普及員会長 | 加藤　エリ子 |
| 湯河原町身体障害者福祉協会会長 | 緑川　きみ子(平成26年度) |
| 関係行政機関 | 小田原保健福祉事務所　　保健福祉課長 | 片岡　光枝 |
| 福祉課長 | 富岡　清　　(平成26年度)山口　文一　(平成27年度) |
| 保育園園長会の代表 | 名川　比呂美 |
| 介護課長 | 浅田　一彦 |
| 農林水産課長 | 窪井　吉美　(平成26年度)松野　善一　(平成27年度) |
| 学校教育課長 | 柏木　克己　(平成26年度)青木　高明　(平成27年度) |
| 社会教育課長 | 青木　高明　(平成26年度)大滝　友一郎(平成27年度) |
| 小中学校校長会の代表 | 加藤　茂一　(平成26年度)渡井　克昌　(平成27年度) |

＊任期　　平成26年12月１日～平成28年3月31日

3　湯河原町健康増進計画・食育推進計画庁内ワーキング

湯河原町健康増進計画・食育推進計画庁内ワーキング設置要領

(趣旨)

第１条　この要領は、湯河原町健康増進計画・食育推進計画庁内ワーキングの設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第２条　健康増進法（平成14年度法律第103号）第８条第２項の規定に基づく湯河原町健康増進計画・食育推進計画（以下「健康増進計画・食育推進計画」という。）の策定を円滑に推進するため、湯河原町健康増進計画・食育推進計画庁内ワーキング（以下「庁内ワーキング」という。）を設置する。

(所掌事務)

第３条　庁内ワーキングは次に掲げる事務を所掌する。

(1)　健康増進計画・食育推進計画の策定における庁内各課の連絡調整に関すること。

(2)　その他、健康増進計画・食育推進計画の策定に関し、必要な事項に関すること。

(3)　健康増進計画・食育推進計画の進行管理に関すること。

(組織)

第４条　庁内ワーキングは、福祉部保健センター所長及び別表に掲げる関係課の職員をもって組織する。

２　庁内ワーキングは、必要に応じて福祉部保健センター所長が召集し、その議長となる。

３　庁内ワーキングは、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第５条　庁内ワーキングの庶務は、福祉部保健センターにおいて処理する。

　　　附　則

　この要領は、平成27年４月１日から施行する。

湯河原町健康増進計画・食育推進計画庁内ワーキング名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総務部  | 地域政策課 | 村田　美内子(保健師)長谷川　舞 |
| 福祉部 | 福祉課 | 加藤　直見(管理栄養士) |
| 介護課 | 小沼　桂(保健師) |
| 保健センター　 | 吉田　友美(保健師)山田　佳奈(保健師)大和田　愛(管理栄養士)石川　千史(栄養士) |
| 町づくり部 | 都市計画課 | 嶋岡　大樹 |
| 農林水産課 | 高橋　尚子 |
| 土木課 | 赤羽　剛幸 |
| 教育委員会事務局 | 社会教育課 | 中村　武 |
| 学校教育課 | 木村　美樹(管理栄養士) |

4　湯河原町健康増進計画・食育推進計画策定作業部会

湯河原町健康増進計画・食育推進計画策定作業部会設置要領

(目的)

第１条　この要領は、湯河原町健康増進計画・食育推進計画を策定するために、湯河原町健康増進計画・食育推進計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置し、それぞれの分野の専門職・関係機関・関係団体が、湯河原町住民健康状況調査結果や統計資料等を基に町の健康状況を分析・評価し、対策を検討し、計画の原案を策定することを目的とする。

(所掌事務)

第２条　作業部会は、町が目指す健康づくりの推進の実現に向け、次の各号に掲げる事項を行う。

(1)　住民健康調査結果内容等町民の健康に関する分析・評価をすること。

(2)　町の健康・食育対策について検討すること。

(3)　湯河原町健康増進計画・食育推進計画の原案を策定すること。

(報告)

第３条　検討した結果を、湯河原町健康増進計画・食育推進計画策定委員会に対して報告する。

(組織)

第４条　作業部会は、次に掲げる４部会をもって組織する。

(1)　乳幼児部会

(2)　学童期・思春期部会

(3)　青年期・壮年期部会

(4)　高齢期部会

２　前項各号に定める部会の会員は、次に掲げる者により構成する。

(1)　各部会に関係する団体から推薦された者

(2)　関係行政機関の職員

(3)　その他町長が認めた者

(学識経験者)

第５条　作業部会には、進行役として学識経験者を参加させることができるものとし、その役務の提供に対し報償金を支払うことができる。

(事務局)

第６条　作業部会の事務処理を行うため、作業部会に事務局を置く。

２　事務局は、福祉部保健センターに置く。

　　　附　則

　この要領は、平成27年４月１日から施行する。

|  |  |
| --- | --- |
| 湯河原町健康増進計画・食育推進計画策定作業部会名簿 |  |
| 部　会 | 機関・団体等 | 氏　名 |
| 乳幼児期 | 1 | 民生委員・主任児童委員 | 車谷　眞理子 |
| ０～６歳 | 2 | 食生活改善推進団体 | 横山　芳美 |
| 　 | 3 | 母子保健推進員・健康ゆがわら普及員 | 平野　美由紀 |
| 　 | 4 | 宮上幼稚園ふたばの会 | 室伏　千枝 |
| 　 | 5 | 子育てサークル代表　このゆびとまれ | 古本　早智子 |
| 　 | 6 | ふわはぁと代表 | 高杉　雅紀子 |
| 　 | 7 | 小田原保健福祉事務所（保健師） | 小林　典子 |
| 　 | 8 | 土木課 | 赤羽　剛幸 |
| 　 | 9 | 福祉課（栄養士） | 加藤　直見 |
| 　 | 10 | 保健センター（保健師） | 山田　佳奈 |
|  |  |  |  |
| 部　会 | 機関・団体等 | 氏　名 |
| 学童期・思春期 | 1 | 民生委員・主任児童委員 | 深谷　すみ江 |
| ７～１９歳 | 2 | 母子保健推進員・健康ゆがわら普及員 | 小澤　弘美 |
| 　 | 3 | スポーツ推進委員 | 吉村　行正 |
| 　 | 4 | 子ども会育成団体連絡協議会 | 倉持　聡子 |
| 　 | 5 | 食生活改善推進団体 | 露木　美貴 |
| 　 | 6 | 小中学校ＰＴＡ連絡協議会 | 鈴木　英子 |
| 　 | 7 | 農林水産課 | 高橋　尚子 |
| 　 | 8 | 学校教育課 | 木村　美樹 |
| 　 | 9 | 保健センター（栄養士） | 大和田　愛 |
| 　 | 10 | 保健センター（保健師） | 吉田　友美 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 部　会 | 機関・団体等 | 氏　名 |
| 青年期・壮年期 | 1 | 民生委員・児童委員 | 富岡　純子 |
| ２０～６４歳 | 2 | 食生活改善推進団体 | 室伏　誠子 |
| 　 | 3 | スポーツ推進委員 | 山本　博一 |
| 　 | 4 | 農業協同組合（婦人部） | 室伏　千秋 |
| 　 | 5 | 商工会 | 松田　奈々子 |
| 　 | 6 | 母子保健推進員・健康ゆがわら普及員 | 中島　貞子 |
| 　 | 7 | 小田原保健福祉事務所（栄養士） | 深沢　初江 |
| 　 | 8 | 社会教育課 | 中村　武 |
| 　 | 9 | 地域政策課 | 長谷川　舞 |
| 　 | 10 | 保健センター(保健師) | 村田　美内子 |
|  |  |  |  |
| 部　会 | 機関・団体等 | 氏　名 |
| 高齢期 | 1 | 民生委員・児童委員 | 秋山　こず枝 |
| ６５歳以上 | 2 | 介護サポーター | 室伏　マサ子 |
| 　 | 3 | 食生活改善推進団体 | 飛田　綾子 |
| 　 | 4 | 母子保健推進員・健康ゆがわら普及員 | 大竹　典子 |
| 　 | 5 | パークゴルフ協会 | 小澤　輝男 |
| 　 | 6 | 社会福祉協議会 | 露木　豪 |
| 　 | 7 | 小田原保健福祉事務所(歯科衛生士) | 吉野　惠子 |
| 　 | 8 | 介護課(保健師) | 小沼　桂 |
| 　 | 9 | 都市計画課 | 嶋岡　大樹 |
| 　 | 10 | 保健センター（栄養士） | 石川　千史 |

5　健康増進法の概要

健康増進法（抄）

公布：平成１４年８月２日法律第１０３号

改正：平成２３年８月３０日法律第１０５号

施行：平成２３年８月３０日

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

（国民の責務）

第二条　国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

（国及び**地方公共団体**の責務）

第三条　国及び**地方公共団体**は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

（健康増進事業実施者の責務）

第四条　健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業（以下「健康増進事業」という。）を積極的に推進するよう努めなければならない。

（関係者の協力）

第五条　国、都道府県、**市町村**（特別区を含む。以下同じ。）、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（定義）

第六条　この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。

　一　健康保険法（略）

　二　船員保険法（略）

　三　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定により健康増進事業を行う**市町村**、国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会

　四　国家公務員共済組合法（略）

　五　地方公務員等共済組合法（略）

　六　私立学校教職員共済法（略）

　七　学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）の規定により健康増進事業を行う者

　八　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定により健康増進事業を行う**市町村**

　九　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定により健康増進事業を行う事業者

　十　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会、健康保険組合、**市町村**、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合

　十一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定により健康増進事業を行う**市町村**

　十二　この法律の規定により健康増進事業を行う**市町村**

　十三　その他健康増進事業を行う者であって、政令で定めるもの

第二章　基本方針等

（基本方針）

第七条　（略）

（都道府県健康増進計画等）

第八条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

２　**市町村**は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該**市町村**の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「**市町村**健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

３　国は、都道府県健康増進計画又は**市町村**健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は**市町村**に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

（健康診査の実施等に関する指針）

第九条　（略）

第三章　国民健康・栄養調査等（略）

第四章　保健指導等

（**市町村**による生活習慣相談等の実施）

第十七条　**市町村**は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。

２　**市町村**は、前項に規定する業務の一部について、健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに対し、その実施を委託することができる。

（都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施）

第十八条　（略）

（栄養指導員）

第十九条　（略）

（**市町村**による健康増進事業の実施）

第十九条の二　**市町村**は、第十七条第一項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であって厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。

（都道府県による健康増進事業に対する技術的援助等の実施）

第十九条の三　都道府県は、前条の規定により**市町村**が行う事業の実施に関し、**市町村**相互間の連絡調整を行い、及び**市町村**の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該**市町村**に対する必要な援助を行うものとする。

（報告の徴収）

第十九条の四　厚生労働大臣又は都道府県知事は、**市町村**に対し、必要があると認めるときは、第十七条第一項に規定する業務及び第十九条の二に規定する事業の実施の状況に関する報告を求めることができる。

第五章　特定給食施設等

第一節　特定給食施設における栄養管理（略）

第二節　受動喫煙の防止

第二十五条　学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第六章　特別用途表示、栄養表示基準等（略）

第七章　雑則（略）

第八章　罰則（略）

附　則（略）

以上

6　食育基本法の概要

公布：平成１７年６月１７日法律第６３号

最終改正：平成２７年９月１１日法律第６６号

第一章　総則

（１）目的

国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

①　国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

②　食に関する感謝の念と理解

③　食育推進運動の展開

④　子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

⑤　食に関する体験活動と食育推進活動の実践

⑥　伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

⑦　食品の安全性の確保等における食育の役割

（２）責務

①　国は、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

②　地方公共団体は、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

③　教育関係者等は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

④　国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

⑤　政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章　食育推進基本計画等

（１）食育推進基本計画

　　食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。

　①　食育の推進に関する施策についての基本的な方針

　②　食育の推進の目標に関する事項

　③　国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

　④　その他必要な事項

（２）都道府県食育推進計画等

都道府県は、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画を作成するように努める。

第三章　基本的施策

（１）家庭における食育の推進

（２）学校、保育所等における食育の推進

（３）地域における食生活の改善のための取組の推進

（４）食育推進運動の展開

（５）生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化

（６）食文化の継承のための活動への支援等

（７）食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第四章　食育推進会議等

（１）内閣府に、食育推進会議を置き、会長（内閣総理大臣）及び委員（食育担当大臣・関係大臣・有識者）２５名以内で組織する。

（２）都道府県食育推進会議

都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、都道府県食育推進会議を置くことができる。

（３）市町村食育推進会議

市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、市町村食育推進会議を置くことができる。